

岡山県地域医療介護総合確保基金事業実施要綱（医療分）

（通則）

第1条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条に基づく岡山県計画に掲載された事業のうち、補助金を交付する事業（事業のうち一部を補助する場合を含む。）の実施については、この要綱に定めるところによるものとする。

（事業内容）

第2条 この要綱に基づく事業は、次の事業とし、その内容は別記のとおりとする。

1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備等に関する事業

- （1）病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業（別記1）
- （2）医療介護連携体制整備事業（別記2）
- （3）助産所等施設設備整備事業（別記3）

2 居宅等における医療の提供に関する事業

- （1）かかりつけ医認定事業（別記4）
- （2）訪問看護総合支援センター事業（別記5）
- （3）備蓄医薬品の情報共有と地域（薬局）フォーミュラリの策定（別記6）
- （4）訪問薬剤指導推進事業（別記7）

3 医療従事者の確保に関する事業

- （1）救急勤務医支援事業（別記8）
- （2）産科医等育成・確保支援事業（別記9）
- （3）新人看護職員研修事業（別記10）
- （4）看護師等養成所運営事業（別記11）
- （5）院内保育運営事業（別記12）
- （6）小児救急医療拠点病院運営事業（別記13）
- （7）小児救急医療支援事業（別記14）
- （8）岡山県内の病院施設等で勤務する看護補助者の育成事業（別記15）
- （9）看護職員の資質向上支援事業（別記16）
- （10）高齢者施設の看護職のための感染症対策リーダー育成事業（別記17）
- （11）医療DX推進のためのPHR普及・利活用モデル実証事業（別記18）
- （12）高齢者施設における急変時等相談対応窓口事業（別記19）
- （13）特定地域看護職員確保支援事業（別記20）
- （14）歯科衛生士の早期離職防止事業（別記21）

(県の補助)

第3条 県は、予算の範囲内で、前条の事業に要する経費について、別に定める基準（岡山県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱等）により補助するものとする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月23日から施行し、平成26年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年9月30日から施行し、平成27年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月17日から施行し、平成27年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年9月27日から施行し、平成28年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月20日から施行し、平成29年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月6日から施行し、平成30年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年2月7日から施行し、平成30年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年11月29日から施行し、令和元年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月25日から施行し、令和2年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月21日から施行し、令和3年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月13日から施行し、令和4年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月13日から施行し、令和5年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年9月14日から施行し、令和6年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年9月29日から施行し、令和7年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の事業から適用する。

(別記 16)

看護職員の資質向上支援事業

I 看護師の特定行為研修機関派遣支援事業

1 目的

医療機関等が実施する特定行為^(注1)を行う看護師の養成を支援することにより、県内看護職員全体の資質の向上に資することを目的とする。

(注1) 特定行為とは、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為をいう。

2 実施主体

医療機関等（病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション）の開設者とする。

3 事業内容

医療機関等が、雇用している看護職員（看護師免許を有する者とする。）を、特定行為研修^(注2)受講を目的とし指定研修機関^(注3)に派遣するための支援事業とし、補助金の交付の決定を受けた年度の末日までに教育課程を修了するものとする。なお、受講期間が 2 年度にわたる教育課程については、修了する日の属する年度において対象とする。ただし、他機関による同種の助成金の支給を受けた場合（受給予定のある場合も含む。）は、補助対象外とする。

(注2) 特定行為研修とは、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 37 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する特定行為研修をいう。

(注3) 指定研修機関とは、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 37 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する指定研修機関をいう。

II 認定、専門看護師教育機関派遣支援事業

1 目的

医療機関等が実施する公益社団法人日本看護協会による資格認定制度である認定看護師及び専門看護師の養成を支援することにより、県内看護職員全体の資質の向上に資することを目的とする。

2 実施主体

医療機関等（病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション）の開設者とする。

3 事業内容

医療機関等が、雇用している看護職員（看護師免許を有する者とする。）を、公益社団法人日本看護協会の認定審査を受けることを目的とし認定看護師及び専門看護師の教育機関に派遣するための支援事業とし、補助金の交付の決定を受けた年度の末日までに教育課程を修了するものとする。なお、受講期間が2年度にわたる教育課程については、修了する日の属する年度において対象とする。ただし、他機関による同種の助成金の支給を受けた場合（受給予定のある場合も含む。）は、補助対象外とする。

III 専任教員養成講習会派遣支援事業

1 目的

保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第11条及び第18条の規定により指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校を除く。以下「看護師等養成所」という。）が実施する専任教員^{（注4）}の養成を支援することにより、県内看護職員全体の資質の向上に資することを目的とする。

（注4）専任教員とは、看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン（平成27年医政発0331第21号）第五に規定する専任教員をいう。

2 実施主体

次の各号に掲げる者が設置した看護師等養成所とする。

- （1）社会福祉法人（社会福祉法人恩賜財団済生会を除く）
- （2）国家公務員共済組合及びその連合会
- （3）健康保険組合及びその連合会
- （4）国民健康保険組合
- （5）学校法人及び準学校法人
- （6）医療法人
- （7）一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- （8）独立行政法人

ただし、上記のうち（6）及び（7）については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。

なお、上記の者が設置した看護師等養成所であっても、国等から看護師等養成所に係る運営費の交付を受けている場合は、補助対象としない。

3 事業内容

看護師等養成所が、雇用している教員を、専任教員になるために必要な研修

の受講を目的とし厚生労働省が認定した専任教員養成講習会^(注5)の実施機関に派遣するための支援事業とし、補助金の交付の決定を受けた年度の末日までに教育課程を修了するものとする。なお、受講期間が2年度にわたる教育課程については、修了する日の属する年度において対象とする。ただし、他機関による同種の助成金の支給を受けた場合（受給予定のある場合も含む。）は、補助対象外とする。

（注5）厚生労働大臣が認定した専任教員養成講習会とは、「看護教員に関する講習会の実施要領について」（平成22年医政発0405第3号）に基づき厚生労働大臣が認定した専任教員養成講習会をいう。